

憲法と映画(110)『プラハの春』『ペンギンレッスン』 そして『ペリリューー 楽園のゲルニカー』

<かな>

私がまだ中学生だった1968年、東ヨーロッパのチェコスロバキアでは政権が人間の顔をした社会主義をめざしたがゆえに、ワルシャワ条約機構加盟のソ連を始め、東ドイツ・ハンガリー・ポーランド・ブルガリアの5ヵ国が軍事侵攻して反社会主義だとレッテルを張られてつぶされました。そんな自由にモノが言えない時代は1989年のベルリンの壁崩壊まで20年以上続くことになります。

一方、1976年私がまだ大学生の頃、南米アルゼンチンでは、軍事政権によって政権に反対する市民が監視・逮捕されて行方不明者が3万人にものぼり政権が倒れるまで7年も続いたと知ってゾッとさせられました。両国ともその時代に民主主義がないので言論や出版、結社の自由はありません。むしろ監視やチクリの社会で、体制に反対すれば有無を言わせず逮捕されます。これらの軍事弾圧を取り上げた映画2本が年末に上映されていました。前者は『プラハの春－不屈のラジオ報道』、後者が『ペンギンレッスン』です。私のほんと田舎暮らしや自由を謳歌していた学生時代に、同じ地球上で同じ時間に同じ空気を吸っていたにも関わらず殆ど無関心であったことを恥ずかしく思うだけです。

一方今年は戦後80年、日本映画では1944年から47年日本軍のペリリュー島玉碎を描いたアニメ映画『ペリリューー 楽園のゲルニカー』が上映されていました。とは云うものの戦後生まれの私にとって太平洋戦争は、親世代から話は聞いたものの中々自分事として捉えることはできませんでした。想像力を働かせて体験談や映像、そして本などで平和の大切さと一人一人の命の大ささを行動で示すことが求められます。

そういえば、憲法の第十二条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあります。受け身ではダメなのです。「不断の努力」が必要なんですね。（2025.12）

